

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日油株式会社			コード	4403		
提出日	2025/5/23		異動（予定）日	2025/6/27			
独立役員届出書の提出理由	・定期株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鎌田卓史	社外取締役	○							△							新任	有
2	林いづみ	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	伊藤邦光	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	相良由里子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	三浦啓一	社外取締役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	鎌田卓史氏は、2017年3月まで、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありました。	鎌田卓史氏は、金融界における豊富な経験と高い見識、複数の企業経営者としての幅広い経験と知見を有しており、経営全般に対して公正かつ客観的な立場で、人事・労務・財務会計・企業経営に関する高度な知識をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監査等の役割を果たしていただけるものと期待されました。同氏は、過去、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、2025年3月期における当社の金融機関からの借入額は、総資産額1.1%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である子会社・関連会社と同程度の影響を与えるものではありません。 以上のことから、当社は、一般的の株主の皆さまとの利益相反の生ずる恐れがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。
2	該当事項はありません。	林いづみ氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産や企業コンプライアンス等に関する高度な知識を有しており、当社の社外取締役としての役割を果たされています。また、指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいております。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に開示したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、法務やリスク管理に関するヨーバルな視点をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監査等の役割を果たしていただけるものと期待されため、社外取締役候補者といたしました。 同氏は、桜坂法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係の他の法律事務の委任関係はありません。過去3年間において、当社の同法律事務所への支払い実績はありません。 以上のことから、当社は、一般的の株主の皆さまとの利益相反の生ずる恐れがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。
3	該当事項はありません。	伊藤邦光氏は、公認会計士および税理士として、会計税務に関する深い見識を有しています。また、指名委員会、報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に開示したことではありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、専門的見地に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていくだけだと判断し、監査等委員といたしました。 同氏は、伊藤会計事務所の代表であります。同会計事務所と当社との間に顧問関係の他の会計税務の委任関係はありません。当社の同会計事務所への支払い実績はありません。 以上のことから、当社は、一般的の株主の皆さまとの利益相反の生ずる恐れがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。
4	該当事項はありません。	相良由里子氏は、弁護士として高い専門性とグローバルな見識を持ち、また弁理士として知的財産に関する深い見識を有しています。また、指名委員会、報酬委員会それぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に開示したことではありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、専門的見地に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていくだけだと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏は、中村合同特許法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係はありません。当社の同法律事務所への支払い実績は過去3年間の平均で約5万円です。 以上のことから、当社は、一般的の株主の皆さまとの利益相反の生ずる恐れがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。
5	該当事項はありません。	三浦啓一氏は、太平洋セメント株式会社の経営に携わり、研究企画等に関し豊富な経験と高い見識、能力を有し、化学会業界で社外取締役を務める等、幅広い経験と見識を有しています。また、指名委員会、報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただけています。上記の理由から、今後も引き続き、経営者としての豊富な経験と高度な技術的見地に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏は、過去、太平洋セメント株式会社業務執行者であります。同社と当社との間に取引関係はありません。 以上のことから、当社は、一般的の株主の皆さまとの利益相反の生ずる恐れがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。

4. 补足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- K. 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が預託を行っている元の業務執行者（本人のみ）

以上の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在」「最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在」「最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。